

昭和
自十四年十月
至
年
月
日

支那事変ニ際シ邦人ノ渡支制限並
取締關係
邦人渡支取締ニ関スル拓務省報告

第

二

卷



17-1

北警外秘第一八七七號

昭和十四年九月十三日

臺北州知事

戸水

昇

警務局長

總督官房外務部長

各州知事廳長

各郡守警察署長

渡支取締方之件

三 渡 航 目 的 記

慰問	營業關係	手傳及看護	財產整理	慰安所關係	接客業關係	同棲同居	商用社用	就 業				視察(時的用務)	公 務	目 的 區 分	
								其他就職	商 業	運輸業	土木建築業			工 業	内地人
						4	1	1	1			2	3		北 支 方 面
															内地人
															朝鮮人
						2	4	6				2	1		本島人
						6	5	6	1			4	3		計
		1			3	9	4	16	5		1	1	1		上 海 方 面
															内地人
															朝鮮人
		1			25	37	37	18	11	1	6	4	1		本島人
		2			28	46	41	34	16	1	7	4	2		計
1		1		8	86	69	52	46	18	2	38	7	2		南 支 方 面
				1	10	3		1					1		内地人
															朝鮮人
		9	1		35	135	73	112	43	3	35	14	1		本島人
1		10	1	9	131	209	145	160	61	5	73	14	3		計